

管区事務所
〒162-0805
東京都新宿区矢来町65番
電話 (03)5228-3171
FAX (03)5228-3175

日本聖公会
NIPPON SEI KO KAI

PROVINCIAL OFFICE
65, Yarai-cho, Shinjuku-ku
Tokyo 162-0805, Japan
Tel. 81-3-5228-3171
Fax. 81-3-5228-3175

2015年12月19日

内閣総理大臣 安倍晋三様
法務大臣 岩城光英様

死刑執行抗議

2015年12月18日、東京拘置所において津田寿美年さん、仙台拘置支所において若林一行さんに対して死刑が執行されたことに対し、強い憤りをもって抗議します。

日本聖公会は、イギリス国教会の流れをくむキリスト教の一教派で、世界に一億人の信徒を有しております。これまで、教派を超えて多くのキリスト者と共に世界の人々の正義と人権を守るため、さまざまな努力を重ねて来ております。

私たちはこれまで、キリスト教の信仰に立って、神によって創造された全ての人々の生命とその尊厳を守るために、死刑制度の廃止を強く訴えて参りました。

死刑制度は「残虐な刑罰」を禁じた日本国憲法第36条、及び「何人も拷問または残虐な、非人道的なもしくは屈辱的な取り扱いもしくは刑罰を受けることはない」と定めた、世界人権宣言(第5条)の精神に反するものです。刑罰として命までも奪う権利は国家にも、誰にも与えられていません。更に死刑は、社会から犯罪者の排除と抹殺を意味し、悔い改めと更生への道を国家が奪うものであり、誤判により無実の人の命を奪う可能性も持っています。1989年の国連総会では「死刑廃止国際条約」が採択され、1991年に発効しております。国連規約人権委員会では、2008年に日本政府に対して「国内の世論調査に関係なく死刑制度の廃止を検討すべき」との勧告を出しております。死刑制度の存置は国際社会の流れに逆らうものでもあり、日本が死刑制度をこれからも維持していこうとする意思の現れであり、同時に人権に対する日本の後進性を表すものです。

更に、2009年に始まった裁判員制度の裁判員経験者からは「究極の判断を求められるのに死刑の執行に関する情報が明らかになっていない」という声上がり、一部の経験者たちからは、死刑の執行を停止したうえで積極的な情報公開を行い、国民の議論を促すよう求める要望書が法務省に提出されております。

死刑が犯罪の抑止力にはなり得ないことは、これまで出された統計でも明白です。死刑という恐怖心によって犯罪を抑止しようとするのではなく、生命の尊厳を重んじる心を育てる教育こそが必要であり、冷静な議論を尽くすことが今、私たちに求められていると考えます。

わたしたちは、神より与えられたすべての人の生命と尊厳、そして人権を守るキリスト教信仰に立って、一日も早い死刑制度の廃止を求めます。岩城法務大臣には、是非とも多くの死刑制度廃止を訴えるわたしたち国民の声に耳を傾け、内閣及び国会の場において、死刑制度廃止に向け努力されますように、また、その法改正がなされるまで、決して死刑の執行をしないよう強く要請いたします。

日本聖公会正義と平和委員会
委員長 主教 渋澤 一郎